

## 導入に動き出した確定拠出型年金（1）

7月末に、わが国の確定拠出型年金に関する4省案が発表された。企業拠出型、個人拠出型の二つについて、拠出、資産運用・管理、給付の仕組みが固まりつつある。今後、2000年度中の導入に向け、最終的な詰めが行われるという。

さる7月末、厚生、労働、通産、大蔵の4省は、わが国で導入が予定されている確定拠出型年金（日本版401k）についての新たな案をまとめた。98年12月の第一次試案から、半年余り続けられた協議の結果をまとめたものである。

それによると、確定拠出型年金には、企業拠出型と個人拠出型の二つができるという。両者の違いは、企業拠出型は、企業が各従業員の口座に掛け金を拠出するのに対して、個人拠出型は、自営業者や主婦が主な対象になっている。

まず、企業拠出型の具体的な仕組み（図1参照）を述べると、企業は従業員との合意により、確定拠出型年金を設立することを決める。その上で、毎月決められた額を従業員の口座に拠出する。さらに、従業員が自分の給与から天引きで拠出を上乗せすることも認められる。

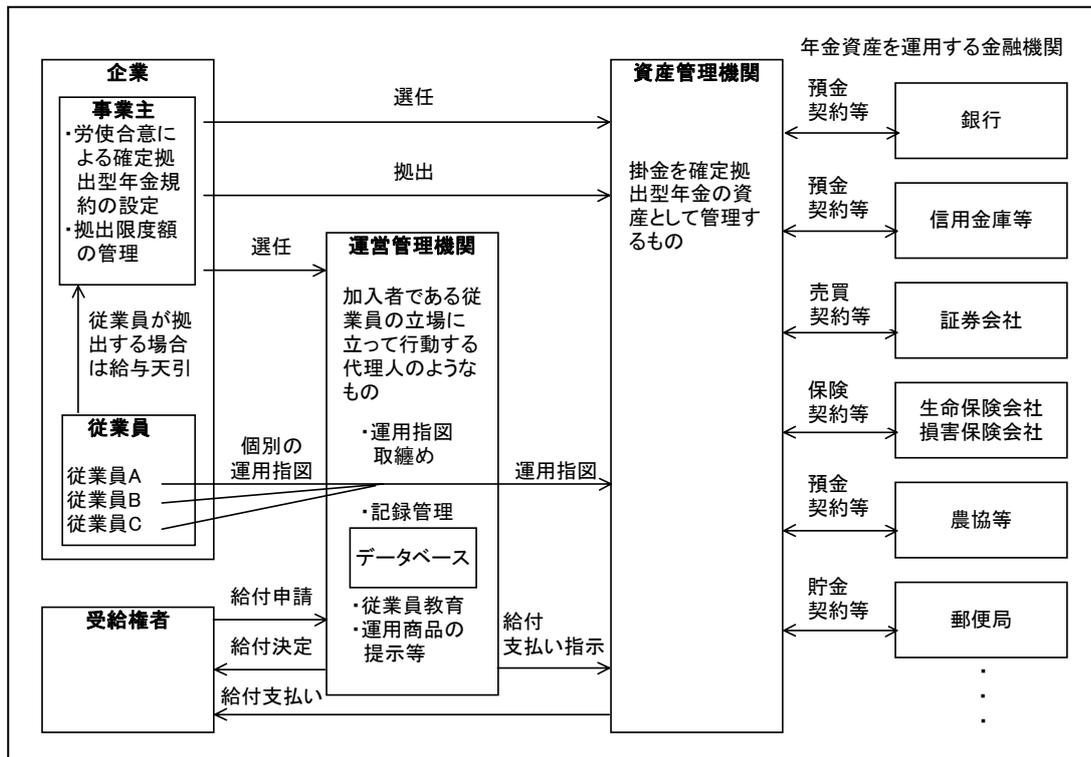
企業は保険会社や銀行、投信会社など資産運用を業とする金融機関と契約して、従業員のために複数の商品（最低三種類、内一つが元本の確実な商品）を提供しなくてはならない。原則として、従業員は自分の判断で、その中から資産運用先を選んでいく。商品の預け換えは最低3ヶ月に一度認められる。なお、従業員の同意があれば、企業の一括指図もできる。

積み立てた貯蓄を取り崩して、従業員が受け取り始めるのは、60才以降、70才になるまでの他、死亡や高度障害の場合である。今回の案では、貯蓄を年金として、分割して受け取るだけでなく、一度に全額を受け取ることもできる。

投資商品は、元本が確実なものだけではないため、選び方によっては、貯蓄額が大きくも小さくもなる。その変動は、従業員が自分の選択の結果として受け止めなくてはならないのが、確定拠出型の特徴である。ただし、企業は、従業員に投資商品に関する情報提供や、運用に関する教育の責任を負うことになる。

もっとも、教育や一人一人の残高や運用成績の記録管理は、「運営管理機関」と呼ばれる金融機関に任せることができる。また、年金資産の保全のため掛け金や証書、証券の管理は「資産管理機関」と呼ばれる金融機関に委託することができる。これらの業務は、規模の利益が働くため、実際には企業が専門の金融機関に委託することになるだろう。制度設計のコンサルティングを含めて、金融機関には、様々なビジネスチャンスが生まれる可能性がある。

図1 確定拠出型年金制度（企業拠出型）のイメージ図



(資料) 自民党私的年金等小委員会の資料より作成

他方、「企業拠出型」に加え、自営業者なども自分の所得から拠出して、老後の年金のために積立をする「個人拠出型」を創設することになった。個人拠出型には、自営業者の他、専業主婦や、勤め先が企業拠出型を実施していない企業の従業員も加入でき、自分の所得から一定額を拠出する（なお、企業の従業員の場合には、企業が上乘せ拠出できる）。

なお、個人拠出型は、公的年金である国民年金の保険料を払っていることが加入の条件になっている。このため、残高の管理や掛け金の徴収など資産管理にあたる機関は、国民年金保険料の支払い記録をみるため、公的年金の年金番号を知る必要がある。そこで、その番号に関するデータを持っている国民年金基金連合会が、加入資格の検証、拠出限度額の管理、掛け金の徴収、給付の支払いなど資産管理機関と同じ役割を担うことになった。そのため、個人拠出型では、資産管理機関は置かれない。

焦点の一つである離転職の際の貯蓄の取り扱いについて、転職先に企業拠出型があれば、その制度に移管し、転職先に企業拠出型がない場合や加入者が移管の手続きをとらない場合には、個人拠出型に移管することができることになった（いわゆるポータビリティ）。

このように、強制加入で拠出額も企業が決める点で、任意加入、任意拠出の米国の 401k とかなり異なる企業拠出型ができる点など、「日本版 401k」の具体的な姿がかなり固まってきた。今後は、税制措置を中心として年内に最後の詰めを行い、来年前半に法案成立、いよいよ 2000 年度中に導入開始というスケジュールになっている。

